



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月3日(木曜日) 第 1995 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… ( “ ) 1
  - 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 1
  - 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( “ ) 2
  - 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 2
  - 道路の区域の変更 (4件) …………… (道路保全課) 2
  - 道路の供用の開始…………… ( “ ) 3
- ### 訓 令
- 宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 3
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活福祉課) 3
  - 家畜伝染病発生の届出…………… (畜産課) 3
  - 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 3

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (6件) …… (農村整備課) 4
  - 土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… ( “ ) 6
  - 県営土地改良事業計画の変更…………… ( “ ) 7
  - 開発行為に関する工事の完了 (2件) …………… (建築住宅課) 7
  - 宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( “ ) 7
- ### 病院局公営企業告示
- 公金の収納事務の委託について…………… 9
- ### 県議会規則
- 宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則…………… 9
  - 宮崎県議会傍聴規則の形式の左横書きの実施に関する規則…………… 9
- ### 県議会告示
- 宮崎県議会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… 10
- ### 雑 報
- 宮崎県市町村職員共済組合の平成19年度決算の要旨…………… 11

## 告 示

### 宮崎県告示第 516号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
甲斐整形外科医院	宮崎県延岡市瀬之口町1丁目4番地12	平成20年6月1日
丘の上薬局 瀬の口店	宮崎県延岡市瀬之口町1丁目4-11瀬の口ビル1F西側	平成20年6月1日
医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野 762番地	平成20年5月1日

### 宮崎県告示第 517号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
甲斐整形外科医院	宮崎県延岡市瀬之口町1丁目4番地12	平成20年5月31日
訪問看護ステーションかがやき	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357番地	平成20年4月30日

### 宮崎県告示第 518号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ひむかメディカル	宮崎県宮崎市清水2丁目2番10号	ひむか24時間薬局	宮崎県都城市南鷹尾町24街区4号	平成20年4月1日
医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目	医療法人慶明会 訪問	宮崎県東諸県郡国富町	平成20年5月1日

目 6 番 21 号	看護ステーションかがやき	大字岩知野 762 番地	
------------	--------------	--------------	--

**宮崎県告示第 519号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社かぼちゃの家	宮崎県延岡市無鹿町 2 丁目3281 番地	居宅介護支援 かぼちゃの家	宮崎県延岡市無鹿町 2 丁目3281 番地	平成20年 5 月 1 日

**宮崎県告示第 520号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地	訪問看護ステーションかがやき	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地	平成20年 4 月 30 日

**宮崎県告示第 521号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 3 日から平成20年 7 月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字三反 710 番 1 地先から同市同大字同	旧	21.5 ～ 34.0	61.5
				新	21.0 ～ 27.0	61.5

			字 710 番 1 地先まで		
--	--	--	----------------	--	--

**宮崎県告示第 522号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 3 日から平成20年 7 月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字後平1007番 1 地先から同市同大字同字1007番 5 地先まで	旧	25.0 ～ 41.0	100.0
				新	14.0 ～ 35.0	100.0

**宮崎県告示第 523号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 3 日から平成20年 7 月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字瀬戸口1045番 1 地先から同市同大字同字1044番 9 地先まで	旧	18.0 ～ 60.0	140.0
				新	18.0 ～ 51.0	140.0

**宮崎県告示第 524号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 3 日から平成20年 7 月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 南方字中原 495番地先 から同市同 大字字小迫 839番地先 まで	旧	6.0 ~ 14.0	388.0
				新	16.0 ~ 25.8	388.0

宮崎県告示第 525号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 3 日から平成20年 7 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 南方字中原 495番地先 から同市同 大字字小迫 839番地先 まで	平成20年 7 月 3 日

訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
平成二十年七月三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二十号

本 行  
各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程(平成元年訓令第十号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「功績表彰」の下に「社会貢献表彰」を加える。
- 第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。
- 第十二条を第十三条とし、第四条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(社会貢献表彰)

第四条 社会貢献表彰は、社会の模範となる、特に善良な行為であった職員等について、表彰状を授与して行い。

別記様式中「第10条」を「第11条」に、「功績表彰」を「功績表彰及び社会貢献表彰」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から起算する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 20年 6 月 17日	特定非営利 活動法人 アジア砒素 ネットワー ク	上野 登	宮崎県宮 崎市	この会は、アジア各地の砒素汚染地の住民および研究者に日本の知識や経験を伝えるとともに、お互いに学びあい、問題解決のために協力しあうことを目的とします。

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生日月日
腐蝕病 <small>もちもちびょう</small>	みつばち	-	2 群	宮崎市	平成20年 6 月10日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、田野町元野地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	甲 斐 重 徳	宮崎市田野町甲 12954番地 1
副理事長	津 田 弘 行	宮崎市田野町甲 12308番地 3
理 事	内八重 政 光	宮崎市田野町甲 12283番地
理 事	宮 川 幸 一	宮崎市田野町甲 12953番地 2

理 事	松 山 守 男	宮崎市田野町甲 12090番地
理 事	日 高 三 幸	宮崎市田野町甲 12261番地イ号
代表監事	津 田 幸 一	宮崎市田野町甲 12965番地 6
監 事	日 高 巧	宮崎市田野町甲 12305番地ロ号
監 事	日 高 久 徳	宮崎市田野町甲 12084番地

(任期：平成24年3月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、  
田野町北地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について  
次のとおり届出があった。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5

(任期：平成22年4月8日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	尾 下 豊	宮崎市田野町乙9597番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、  
楠原土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり  
届出があった。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 中 茂	日南市大字楠原1973番地
理 事	蛭 原 和 善	日南市大字楠原1220番地 1
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元 利 昭	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 晴	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市飫肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市飫肥 8 丁目 4 番10号

理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方1179番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地ロ
監 事	久 永 剛	日南市飫肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 中 茂	日南市大字楠原1973番地
理 事	蛭 原 和 善	日南市大字楠原1220番地 1
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元 利 昭	日南市大字楠原1689番地
理 事	川 越 實	日南市大字楠原2102番地 4
理 事	沼 田 金 助	日南市飫肥 7 丁目 2 番22号
理 事	佐 原 勇 次	日南市飫肥 8 丁目 4 番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方1179番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
監 事	久 永 剛	日南市飫肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、  
二原土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり  
届出があった。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 原 利 男	小林市大字真方5566番地
理 事	六反田 實 男	小林市大字水流迫1074番地 4

理 事	森 岡 正	小林市大字真方5387番地 7
理 事	永 峰 安	小林市大字真方5569番地
理 事	楠 優	小林市大字真方6870番地 2
理 事	今屋敷 勇	小林市大字真方3259番地 5
理 事	鶴 野 淳 一	小林市大字真方4424番地
理 事	上 野 久 利	小林市大字真方5026番地 5
監 事	中ノ神 義 盛	小林市大字真方6971番地の 7
監 事	山 田 福 雄	小林市大字真方5478番地の 1

(任期：平成24年 3 月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鶴 戸 辰 雄	小林市大字真方4839番地
理 事	出 水 重 利	小林市大字水流迫1102番地
理 事	籠 正 男	小林市大字東方5373番地 5
理 事	宮 窪 忠	小林市大字真方6739番地
理 事	鶴 野 敏 郎	小林市大字真方6243番地
理 事	鶴 野 淳 一	小林市大字真方4424番地
理 事	小 原 利 男	小林市大字真方5566番地
理 事	中 山 民 男	小林市大字真方5128番地の 3
監 事	中ノ神 義 盛	小林市大字真方6971番地の 7
監 事	山 田 福 雄	小林市大字真方5478番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員が就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 下 一 二	小林市大字細野5147番地
理 事	坂 下 勇	小林市大字細野4874番地 2

理 事	山 口 本 助	小林市大字細野4880番地
理 事	高 岩 清 正	小林市大字細野4933番地
理 事	牛 根 清 文	小林市大字細野5082番地 2
理 事	竹 下 和 男	小林市大字細野4911番地
理 事	山 波 茂	小林市大字細野5383番地
理 事	松 元 美喜男	小林市大字細野4851番地
理 事	内 藤 文 雄	小林市大字細野4869番地 9
監 事	大河平 正 浩	小林市大字細野5137番地
監 事	谷 山 岩 男	小林市大字細野5048番地

(任期：平成22年 3 月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	大河平 正 浩	小林市大字細野5137番地
理 事	坂 下 勇	小林市大字細野4874番地 2
理 事	仮 屋 重 典	小林市大字細野4912番地
理 事	梯 馨	小林市大字細野5099番地
理 事	松 田 春 男	小林市大字細野4881番地
理 事	山 波 軍 發	小林市大字細野5376番地12
理 事	江 並 ア サ	小林市大字細野4916番地 4
理 事	眞 方 幸 雄	小林市大字細野5350番地 2
理 事	谷 山 岩 男	小林市大字細野5048番地
監 事	児 玉 健一郎	小林市大字細野5128番地
監 事	関 田 政 利	小林市大字細野4924番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員が就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	内ノ倉 利 春	小林市大字東方2810番地 1
理 事	森 岡 和 憲	小林市大字真方5382番地 8
理 事	押 川 博	小林市大字東方3257番地
理 事	池 上 恵	小林市大字東方 123番地
理 事	今 村 年 幸	小林市大字東方3201番地 1
理 事	内 窪 市 次	小林市大字東方3084番地 4
理 事	池 上 宗 市	小林市大字東方2001番地16
理 事	下り藤 静 夫	小林市大字東方 488番地 3
理 事	下 藤 信 義	小林市大字東方 495番地
理 事	中 窪 巳樹茂	小林市大字東方 665番地 1
監 事	市 来 照 男	小林市大字東方 601番地16
監 事	宮 園 雄 二	小林市大字東方 917番地13

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	市 来 照 男	小林市大字東方 601番地16
理 事	木切倉 一 男	小林市大字真方5059番地
理 事	宮 園 雄 二	小林市大字東方 917番地13
理 事	大 口 隆	小林市大字東方3899番地
理 事	下津佐 善 實	小林市大字東方1915番地
理 事	杉 場 豊	小林市大字東方2791番地
理 事	斉 藤 司 朗	小林市大字東方2706番地 1
理 事	中ノ神 昭	小林市大字細野4719番地 9
理 事	時 任 辰 夫	小林市大字東方3142番地の 1
理 事	木切倉 悟	小林市大字真方6084番地
監 事	上 野 善 貫	小林市大字東方2773番地

監 事	時 任 隆 一	小林市大字東方3158番地 1
-----	---------	-----------------

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、千歳・環野土地改良区 (小林市) の役員の時任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	畠 中 賢 造	小林市大字南西方8442番地
理 事	久 保 雅 人	小林市大字南西方8775番地
理 事	峯 田 勝 巳	小林市大字南西方8744番地
理 事	高 橋 一 生	小林市大字南西方8437番地 2
理 事	石 神 達 郎	小林市大字南西方8406番地
監 事	井 原 攻	小林市大字南西方8753番地
監 事	畠 中 正 次	小林市大字南西方8405番地

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	畠 中 賢 造	小林市大字南西方8442番地
理 事	久 保 雅 人	小林市大字南西方8775番地
理 事	杉 田 寛 孝	小林市大字南西方8768番地
理 事	高 橋 一 生	小林市大字南西方8437番地 2
理 事	石 神 達 郎	小林市大字南西方8406番地
監 事	井 原 攻	小林市大字南西方8753番地
監 事	畠 中 正 次	小林市大字南西方8405番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、長者井堰土地改良区 (小林市) から平成20年 5 月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、黒沢津土地改良区 (小林市) から平成20年 4 月22日付けで申請のあ

った定款の変更を認可した。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、浦之名地区県営土地改良事業（宮崎市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成20年7月3日から平成20年8月1日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農業振興課内

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日向市大字平岩字西ノ河 975番1の一部、975番4の一部、975番9の一部	児湯郡川南町大字川南 13508番地26 甲 斐 政 二

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
宮崎郡清武町大字木原字八反畑5554番1外7筆	日向市大字日知屋 16293番地14 日向総合建設株式会社

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成20年7月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営小戸団地	宮崎市鶴島3丁目159番地
2	県営鶴ノ島団地	宮崎市鶴島2丁目15番6号
3	県営青葉団地	宮崎市吉村町境目甲1,488番地1
4	県営東町団地	宮崎市中村東1丁目6番40号
5	県営出来島団地	宮崎市出来島町54番地
6	県営大塚A団地	宮崎市大塚町地蔵田4,651番地
7	県営大塚B団地	宮崎市大塚町馬場崎3,563番地
8	県営大塚C団地	宮崎市大塚町乱橋4,512番地
9	県営生目団地	宮崎市大字跡江3,601番地
10	県営花ヶ島団地	宮崎市大字芳士 933番地
11	県営平和ヶ丘団地	宮崎市平和が丘西町25番地
12	県営大塚台団地	宮崎市大塚台西1丁目39番地1
13	県営大塚台西団地	宮崎市大塚台西3丁目27番地1
14	県営源藤団地	宮崎市源藤町原田 318番地1
15	県営神宮駅東団地	宮崎市花ヶ島町大原2,337番地
16	県営池内団地	宮崎市池内町 999番地
17	県営花ヶ島東団地	宮崎市大字芳士1,077番地1
18	県営江南団地	宮崎市大坪西2丁目16番
19	県営住吉北団地	宮崎市大字島之内11,000番地
20	県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1
21	県営生目台西団地	宮崎市生目台西2丁目4番地1
22	県営学園木花台団地	宮崎市学園木花台北3丁目1番地
23	県営本郷南団地	宮崎市大字本郷南方4,023番地
24	県営生目台北団地	宮崎市生目台西2丁目5番地1
25	県営横小路団地	宮崎郡清武町大字木原5,331番地1

26	県営新川団地	宮崎郡清武町大字船引 633番地 6
27	県営光町団地	宮崎市田野町乙9,519番地 3
28	県営上田島団地	宮崎市佐土原町大字上田島1,604番地 1
29	県営松小路A団地	宮崎市佐土原町大字下田島9,526番地 2
30	県営松小路B団地	宮崎市佐土原町大字下田島9,774番地 1
31	県営松小路C団地	宮崎市佐土原町大字下田島11,600番地 1
32	県営広瀬台団地	宮崎市佐土原町大字下田島20,510番地23
33	県営ひかりヶ丘C団地	宮崎市佐土原町大字下田島20,444番地 5
34	県営原の坊団地	東諸県郡国富町大字本庄1,972番地
35	県営犬熊団地	東諸県郡国富町大字本庄2,700番地 5
36	県営向陽団地	東諸県郡国富町大字宮王丸 599番地 2

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第77条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)第47条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 指定管理者として適正に事務事業を実施できる体制が確保で

- きること。
- (3) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者において、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者において、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県営住宅指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県国土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196
- (2) 配布期間 平成20年7月3日から平成20年9月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月20日から平成20年9月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県国土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。



病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院及び県立富養園の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年 7 月 3 日

宮崎県病院局長 甲斐 景申文

Table with 3 columns: 病院名, 委託先, 委託期間. Rows include 県立宮崎病院, 県立延岡病院, 県立日南病院, 県立富養園.

県議会規則

宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年七月三日

宮崎県議会議長 坂口 博美

宮崎県議会規則第一号

宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県議会会議規則 (平成十年宮崎県議会規則第一号。以下「会議規則」という。) の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 会議規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 この規則による改正前の会議規則 (以下「改正前の会議規則」という。) における右方はこの規則による改正後の会議規則 (以下「改正後の会議規則」という。) における上方とし、改正前の会議規則における上方は改正後の会議規則における左方とする。

一 改正後の会議規則における文字 (符号を含む。以下同じ。) の配置は、改正前の会議規則における文字の配置とする。

(用字の整理)

第三条 会議規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

Table with 2 columns: 漢数字, アラビア数字. Rows include 章名及び条名に用いられている漢数字, 号名の漢数字, 漢数字 (次に掲げるものを除く。)

ア 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの
イ 一の項及び二の項に定めるもの

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

宮崎県議会傍聴規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年七月三日

宮崎県議会議長 坂口 博美

宮崎県議会規則第二号

宮崎県議会傍聴規則の形式の左横書きの実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県議会傍聴規則 (昭和五十八年宮崎県議会規則第一号。以下「傍聴規則」という。) の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 傍聴規則 (別記様式第一号から別記様式第三号までを除く。以下同じ。) の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 この規則による改正前の傍聴規則 (以下「改正前の傍聴規則」という。) における右方はこの規則による改正後の傍聴規則 (以下「改正後の傍聴規則」という。) における上方とし、改正前の傍聴規則における上方は改正後の傍聴規則における左方とする。

一 改正後の傍聴規則における文字 (符号を含む。以下同じ。) の配置は、改正前の傍聴規則における文字の配置とする。

(用字の整理)

第三条 傍聴規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

Table with 2 columns: 漢数字, アラビア数字. Rows include 条名に用いられている漢数字, 号名の漢数字, 漢数字 (次に掲げるものを除く。), 促音に用いる「っ」

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

### 通 則 令 告 示

宮崎県議会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年七月三日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

#### 宮崎県議会告示第五号

#### 宮崎県議会告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 一 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章名、条名並びに表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号名の漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
四 漢数字(次に掲げるものを除く。 ア 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの イ 一の項、二の項及び三の項に定めるもの)	アラビア数字
五 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
七 左記	下記
八 促音に用いる「っ」	「つ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長が定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

雑

報

## 宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。  
平成20年7月3日

宮崎県市町村職員共済組合  
理事長 河野利美

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
収入	負担金	3,015,626	10,295,929		96,788	238,253					
	掛金	3,087,266	5,739,263			238,186					
	施設収入・商品売上						99,431				
	連合会交付金				54,478						
	利息及び配当金	1,670		275,540	659	582	156	59,940	37	22	1
	その他の収入	268,589			329	5,717	15,769		257,546	71,084	
	他経理から繰入				17,933		110,000				
	前年度支払準備金	551,073									
	計	6,924,224	16,035,192	275,540	170,187	482,738	225,356	59,940	257,583	71,106	1
支出	給付	3,477,058									
	役職員給与				92,163	74,972	35,031	8,405	20,209	20,723	
	旅費・事務費				3,715	11,665	2,336	1,772	3,812	3,924	
	商品仕入						558				
	委託費				3,627	13,047	55,958	30	98	100	
	支払利息			275,540			11,948	16,993	195,246	23,497	
	連合会払込金	400,833				125			26,483		
	老人保健拠出金	1,088,877									
	退職者給付拠出金	1,177,165									
	負担金・掛金払込金		16,035,192		43,110						
	他経理へ繰入	17,933				110,000					
	その他の支出	553,438			23,334	251,596	82,690	4,209	36,278	16,614	24
	次年度支払準備金	557,259									
計	7,272,563	16,035,192	275,540	165,949	461,405	188,521	31,409	282,126	64,858	24	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 348,339	-	-	-	4,238	21,333	36,835	28,531	△ 24,543	6,248	△ 23

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
資産	流動資産	457,665	254	1,430,535	225,645	250,498	54,830	2,601,278	248,481	1,426,669	164
	固定資産			13,624,242	383	3,529	1,221,842	1,899,770	9,308,591		
	繰延資産				621	6,212		1,360		3,083	
	資産合計	457,665	254	15,054,777	226,649	260,239	1,276,672	4,502,408	9,557,072	1,429,752	164
負債	流動負債	33,337	254		326	6,233	10,811	4,367,472	348	44,568	
	固定負債	557,259		15,054,777	130,701	77,663	635,034	8,787	9,489,978	1,181,051	
	負債合計	590,596	254	15,054,777	131,027	83,896	645,845	4,376,259	9,490,326	1,225,619	0
資本	資本剰余金										
	積立金										
	利益剰余金	△ 132,931			95,622	176,343	630,827	126,149	66,746	204,133	164
	資本合計	△ 132,931	0	0	95,622	176,343	630,827	126,149	66,746	204,133	164
負債・資本合計	457,665	254	15,054,777	226,649	260,239	1,276,672	4,502,408	9,557,072	1,429,752	164	